

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

災害発生情報 No.142

令和6年6月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	その他の事業	経験年数	1年未満	年齢	60歳代
発生日月	令和5年8月		発生時刻	11時	
発生状況	草刈り機を使用して雑草を刈っていた際、雑草内の金属と刃が接触し、跳ねあがった金属片が右目に刺さり負傷した。草刈り開始時はゴーグルとシールドを装着していたが、作業が進むにつれゴーグル内に汗がたまり、災害発生時点では外してしまっていた。				
負傷の程度／部位	眼球	休業見込期間	若しくは死亡 4ヶ月		



1 原因

- ① 眼を保護するための防じん眼鏡を使用していなかったこと。

2 対策

- ① 木片、小枝等（本件では金属片）が飛来するおそれがあるときは、眼を保護するため、防じん眼鏡を使用すること。
- ② 特別教育に準じた教育を受講させるなどして、刈払機作業の安全衛生について教育をおこなうこと。

◆安全衛生の窓◆

刈払機は、労働の場以外（労働の場を離れた、一般家庭における草刈りなど）においても使用され、取扱いに際しての資格はなく、労働安全衛生規則第36条にいう特別教育も不要です。よって、気軽に使用している場面もあるかもしれません。

しかし、転倒、刈刃の跳ね返りなどにより刈刃に接触したために被災する事例は多発しており、死亡災害に至る事例もあります（県内においては平成13年に日立署管内、平成30年に龍ヶ崎署管内において刈払機を原因とする死亡災害が発生）。

また、長時間、継続的に使用すると振動障害が発生するおそれもあります。

そこで、「特別教育に準じた教育」として、刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領が定められ、県内においていくつかの機関で実施されております。実施機関は労働基準監督署へお問い合わせください。